共同購買事業規約

（目　的）

第１条　この規約は、本組合が定款第○条第○号に掲げる事業（以下「共同購買事業」という。）を行うために必要な手続、方法その他の事項について定め、もって共同購買事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（購買品目）

第２条　本組合は、次に掲げるものを共同購買する。

（１）○○○

（２）○○○

（３）○○○

（供給品及び委託品）

第３条　前条第○号に掲げるものは、本組合であらかじめ購買し、組合員の申込みに応じて供給する（以下「供給品」という。）。

２　前条第○号に掲げるものは、組合員の委託により購買し、供給する（以下「委託品」という。）。

（委託品購買申込み）

第４条　組合員は、委託品の購買を申込もうとするときは、品目、規格、数量その他必要な事項を記載した書面を本組合に提出しなければならない。

（委託品の納入）

第５条　本組合は、委託品の購買につき必要があるときは、申込んだ組合員に対し、その代金の全部又は一部に相当する金額を、申込みと同時に本組合に納入すべきことを請求することができる。

（損害責任の範囲）

第６条　本組合は、本組合の責に帰することができない事由によって委託品に生じた損害については、その責を負わないものとする。

（取引条件の決定）

第７条　供給品及び委託品の品種、数量、取引先その他購買に関する重要な事項は、あらかじめ理事会で決定する。

（供給品の価格）

第８条　供給品の供給価格は、理事会で決定する。

（手数料）

第９条　本組合は、購買手数料として、購買価格の○％以内を組合員から徴収する。

（代金等の請求）

第10条　供給品及び委託品の代金並びに購買手数料その他購買に要した費用（以下「代金等」という。）は、毎月○日に締切り、各組合員に請求する。

（代金等の納入）

第11条　組合員は、前条の請求を受けたときは、遅滞なく、その代金等を本組合に納入しなければならない。

２　組合員は、前項の代金等の支払を手形によることもできる。ただし、その支払期日は○カ月を超えないものとする。

３　組合員は、代金等の納入のため本組合の振出した支払手形の期日に支払いを怠ったときは年○.○％の割合による延滞金を本組合に納入しなければならない。

（事業利用の拒否）

第12条　本組合は、代金等の納入が○カ月以上延滞した組合員に対しては、共同購買事業を利用させないことができる。

（その他）

第13条　この規約に定めのない事項であって緊急かつ必要な事項は、理事会で決定する。

付　則

この規約は、令和○年○月○日から施行する。